

**令和3年度
教育行政事務評価報告書**

川西市教育委員会

目 次

1 教育行政事務評価について -----	1
(1) 事務評価の概要	1
(2) 事務評価の方法	1
(3) 公表の方法	1
【図1】 施策体系 【図2】 評価委員	2
2 事務評価の結果 -----	3
【施策別】	
子どもの健やかな育ちを実現します	3
すべての子ども・若者の逞しい成長を社会全体で支援します	4
児童・生徒の学力を向上させます	5
こころ豊かな児童・生徒を育みます	7
誰もが等しく学べるよう支援します	8
児童・生徒の健康を守ります	9
計画的・効果的に教育環境を整備します	10
市民の学びを通して地域社会を支えます	12
ふるさと川西の文化遺産を保存・継承・活用します	12

1 教育行政事務評価について

(1) 事務評価の概要

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）」第 26 条の規定により、平成 20 年度から、各教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することとされています。また、この点検評価にあたっては、学識経験者の知見を活用することとされています。

本規定の趣旨は、教育委員会の責任の明確化の一つとして、その権限に属する事務の点検・評価を行うことで、より効果的な教育行政の推進に資するとともに、市議会に提出し、公表することで住民への説明責任を果たしていこうとするものです。

(2) 事務評価の方法

教育委員会では、第 5 次川西市総合計画に基づく政策・施策（図 1：施策体系参照）のうち、教育委員会の権限に属する事業から、今年度に評価を受ける事業を抽出し、令和 3 年度決算成果報告書をもとにヒアリングを行い、外部評価委員（図 2：評価委員参照）より評価・意見をいただいています。

なお、対象事業には、川西市教育委員会に対する事務委任に関する規則（平成 27 年川西市規則第 8 号）により教育委員会に委任された「保育の実施に関すること」などの事業、教育委員会権限事務の補助執行に関する規程（平成 28 年川西市教育委員会訓令第 1 号）により市長の補助職員に補助執行させている「学校施設の営繕計画及びその実施に関すること」などの事業を含んでいます。

また、文化・スポーツに関することについては、川西市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例（平成 20 年川西市条例第 1 号）により、「市長が管理し、及び執行するものとする」とされているため、対象外としています。

(3) 公表の方法

教育委員会外部評価委員からの意見等を取りまとめて報告書を作成し、市議会に提出するとともに、ホームページ等により市民に公表するものとします。

【図1】施策体系

政策	施策
育つ	子どもの健やかな育ちを実現します
	明るく楽しい子育てを支援します
	すべての子ども・若者の逞（たくま）しい成長を社会全体で支援します
学ぶ	児童・生徒の学力を向上させます
	こころ豊かな児童・生徒を育みます
	誰もが等しく学べるよう支援します
	児童・生徒の健康を守ります
	計画的・効果的に教育環境を整備します
	市民の学びを通して地域社会を支えます
	ふるさと川西の文化遺産を保存・継承・活用します

出典：川西市第5次総合計画後期基本計画より

【図2】評価委員

氏名	主な経歴
押田 貴久	兵庫教育大学大学院学校教育研究科准教授
安達 友基子	ルート法律事務所弁護士、吹田市教育委員（教育長職務代理者）

2 事務評価の結果

対象となる事業から、主に教育委員会として重点的に取り組んだ21事業を抽出し、評価を受けました。

その評価結果は、前頁【図1】に示す施策別に事業をまとめ、評価を受けた事業の「目的」及び「評価委員からの意見」を記載する形で示しています。

子どもの健やかな育ちを実現します

子ども・子育て計画策定・管理事業（子ども・若者育成支援計画推進事業と併せた評価）

目的	子ども・子育てに関する計画を総合的に推進する
意見	<p>「子ども・子育て計画」と「子ども・若者育成支援計画」を統合し、39歳までを対象とした継続的な取組を一つの計画にすることは評価できる。これを機に長期的な目標を掲げて、目的を達成するための事業を精査することが重要である。</p> <p>また、事業を実施して終わりではなく、成果を検証するような計画にしていきたい。子どもの場合は、児童養護施設に入ったり、児童相談所が関わったりすることができるが、その後の支援が途切れることがあるため、そのような視点を踏まえて計画を策定していきたい。</p> <p>また、子育て支援アプリ「かわにし子育てNavi」の導入については、予防接種や母子手帳の機能等、保護者等の目線に立った効果的な取組であり評価できる。</p> <p>保護者等から好評である一方で、登録者が伸び悩んでいることを考えれば、令和4年度に実施したアンケートをもとに、改善して欲しいという意見を集約、検証して今後につなげていくことが重要である。</p>

すべての子ども・若者の逞しい成長を社会全体で支援します

子ども・若者総合支援事業

目的	困難を有する子ども・若者とその家族を支援する
意見	<p>相談窓口への相談件数は令和元年度と比較して減少しているが、一方で、30代の相談件数が減り、20代や高校生の相談が増えてきていると分析しており、その状況に応じて継続的な支援を行ってきたことは評価できる。</p> <p>場所を提供したり、コミュニケーションを促したりすることだけでは、改善が図れないため、同じ境遇や考えをもつ人たちと出会わせて、心を開いてもらい、対話や就労につなげてもらうことも引き続き取り組んでいただきたい。</p> <p>保護者だけで相談に訪れるケースでは、本人への適正検査や職業興味検査を紹介しているが、今後も当事者、保護者に関わらず、個人にあった支援を模索しながら、継続的に事業を進めていただきたい。</p> <p>また、令和3年度から組織再編し、他の相談部門と連携を図りながら、切れ目なく支援を行っていることも評価できる。組織再編2年目であるため、課題もあると考えられるが、これを機に市民等にとってより良い相談体制づくりに励んでいただきたい。</p> <p>民生委員や児童委員等、地域とのつながりをもつことで、支援の幅も広がるため、教育委員会として関係機関と協働で事業を進めるという視点も重要である。</p>

子ども・若者育成支援計画推進事業

目的	子ども・若者育成支援に関する計画を総合的に推進する
意見	※P3「子ども・子育て計画策定・管理事業」に記載

児童・生徒の学力を向上させます

学校教育支援事業

目的	児童生徒の「生きる力」を育むことをめざし、学校に対し支援
意見	<p>基礎学力向上推進事業の「きんたくん学びの道場」は大変良い取組である。高学年児童の中学校へ向けた学力の向上という主な目的は、貧困対策にもつながるものであり理解できる。中・高学年対象の事業であるが、そのような学年の児童だけでなく、低学年の貧困家庭の児童を中心に学習の支援をしていくなど、早い段階から支援することで学習習慣の定着を推進できると考えられる。</p> <p>学校現場等からの意見を取り入れて実施されているのは理解できるので、児童により良い環境となるよう、引き続き学校現場等の意見を聴いて連携を図りながら取り組んでいただきたい。</p> <p>一方で、大事なことは事業の成果である。具体的には基礎学力向上推進事業で学力がどのくらい向上したか、学習習慣がどのくらい定着したかが重要である。数値化が難しい部分はあるが、「きんたくん学びの道場」で学習支援員を何人配置して、何校で実施したかではなく、客観的な成果を公表し、説明できることが重要である。</p>

小学校教育情報推進事業・中学校教育情報推進事業・特別支援学校教育情報推進事業

目的	児童・生徒の情報活用能力を育成するとともに、学校ホームページによる「開かれた学校」づくりを推進する
意見	<p>タブレット等の ICT 機器導入以降における、児童生徒の活用状況を把握するとともに、児童生徒の学習活動や教職員の教育活動についての成果や課題を検証する必要がある。</p> <p>児童生徒の情報活用能力の育成に向けて、教職員のスキルを一定水準まで高められるよう、引き続き取り組んでいくことも重要である。教職員が ICT 機器を使い慣れることが、校内での積極的な活用となり、子ども達の効果的な学習につながるものとする。</p> <p>オンライン授業は効果がある一方、対面授業が児童生徒にとって良い場面も</p>

	<p>あるので、どのような教育方法が適切か、場面に応じて検討する必要がある。</p> <p>学校の経営方針や取組状況をホームページで情報発信することは重要である。</p> <p>これまで紙媒体で配布していた手紙等も、ホームページや保護者への連絡アプリ等を使い分けながら、学校の情報を伝えていく必要がある。</p> <p>教育情報化の流れの中で、どの年度にどのような目標をもって進めていくか、中期的な視点で事業を進めていくことが重要である。</p>
--	---

中学生学習支援事業

目的	生徒の自発的な学習意欲や能力向上を図る
-----------	---------------------

意見	<p>民間事業者を活用したコーチングによる学習支援事業は、コロナ禍において登校日数の減少等が理由で生徒の学習遅れの懸念に対し良い取組である。</p> <p>各教科のテストの点数や成績の状況を成果として集約するとともに、決算成果報告書等を用いて公表することは重要である。</p> <p>「生徒の自発的な学習意欲や能力向上」が事業の目的であることから、満足度を事業の評価にするのではなく、学習意欲が向上したのか、能力としてどのように高まったのか、そのような関連性を把握する必要がある。</p> <p>一方で、開催場所として公民館が良いのか学校が良いのか、利便性や学校施設の利用方法等を踏まえて検討が必要であり、地域（地域学校協働本部）等と連携して取り組むことも一つの手段として考えられる。</p> <p>また、実施期間については部活動等で参加できない生徒がいると考えられるため、年間行事を踏まえて検討し、効果的な支援につなげていただきたい。</p>
-----------	--

適応教室運営事業

目的	不登校児童生徒の社会的自立を支援する「学びのスペース『セオリア』」の円滑な運営を図る
----	--

意見	<p>不登校児童生徒の社会的自立に向けて、このような学びのスペースを提供し、一人ひとりに支援していることは価値があることであり、先進的な取組である。</p> <p>困難を有する児童生徒に対する小集団活動の支援や学習指導、さらに保護者を対象に「ほっと・おしゃべり会」という場で子どものことや自身の思いを話せる機会を設けることも、大変重要な支援である。</p> <p>一方で、不登校施策全体でセオリア、フリースクール等、それぞれが担う役割を整理する必要がある。セオリアに通いやすい環境づくりに努めて、一人ひとりに合った手厚い支援をすることは重要であるが、その場で経験したこと、身についた自信が次の一歩、出口にどうつなげていけるのかは学校とも連携して検討していただきたい。</p> <p>子どもに対する保障として、命の保障、生活の保障、学習・学力の保障、進路の保障があると考えられるが、学習・学力の保障は学校への復帰だけでないと思われる。通信制の学校や就労を意識した支援も重要である。</p> <p>オンライン支援や家庭訪問、学校訪問も実施しているため、今後も対応方法を模索しながら、きめ細やかな支援を継続的に実施していただきたい。</p>
----	---

地域・学校連携協働推進事業

目的	学校・家庭・地域の連携・協働を進める
----	--------------------

意見	地域学校協働本部について、令和2年度の3小・中学校から令和3年度に12小・中・特別支援学校へ拡充したことは大切なことではあるが、どのような目標を設定し、何を達成するために取り組んでいくのかがより重要である。プロセスや実行できたかを把握し、その内容を公表したり、学校間で共有したりする必要がある。
----	---

	<p>また、研修やフォーラムを開催し、地域学校協働本部の理解を深めるため、継続的に取り組むとともに、実践例を伝えていくことで、管理職の意識にもつながり、効果的な活動が実現するものと考えられる。</p> <p>本部の設置数を目的とするのではなく、年度ごとの目標を定めて進めいくという中長期的な視点が重要である。</p>
--	--

誰もが等しく学べるよう支援します

就学支援事業

<p>目的</p>	<p>小学校・中学校・高校・大学等の学生に対する就学支援を行う</p>
<p>意見</p>	<p>就学支援について、要保護・準要保護に限らず、すべての子どもに対して支援をしていくことが重要である。コロナ禍においては、就学援助制度としてオンライン学習通信費を速やかに支給するなど、必要なタイミングで支援を実施していること、また、夜間中学校の生徒にも就学支援を実施していることは、有効性の高い支援である。</p> <p>奨学金について、国の施策とあわせて支援のあり方を検討し、給付型に切り替える方向へ移行したことは評価できる。このタイミングで、現在までの貸付事業の返済状況等を追跡調査することが重要である。</p> <p>また今後は、奨学金に関する相談の内容や件数をデータとして蓄積し、政策につなげることも重要である。さらに行政として適切な支援を継続していくために、支援対象者の出席状況や成績等をもとにした川西市独自の基準づくりなども検討していただきたい。</p>

小学校給食運営事業

目的	栄養バランスの取れた豊かな食事を提供し、身体的健康の増進、正しい食習慣の形成を図る
----	---

中学校給食運営事業

目的	ミルク給食によりカルシウムを補給するとともに、完全給食の実施に向けた検討を進める
----	--

意見	<p>小学校給食について、食育の観点から、栄養教諭が実施している取組に対してどのような効果が出ているのか検証していく必要がある。また、「地産地消」のみならず、地元の生産者の取組や生産時期等を知らせていくことで、子どもや保護者に川西のことを深く考えてもらう契機にすることも重要である。</p> <p>一方で、施設の老朽化や児童数の減少等によっては、センター方式の採用も検討していく必要がある。</p> <p>中学校給食について、令和4年9月から給食が始まるが、中学校教員はこれまでに給食指導の実績がない。給食費の公会計化により一定の負担は軽減しているが、配膳指導等の対応が過度な負担にならないように注意する必要がある。</p> <p>また、小学校給食と同様に、アレルギー対応をめぐる事故を未然に防ぐ取組を徹底するとともに、アレルギー食への対応については、今後小学校と中学校で差が出ないようにしていくことが求められる。他方で、中学校給食の開始に併せて、生徒の肥満度や身長・体重の推移を比較することで、事業の有用性を示す根拠になると考える。</p>
----	---

計画的・効果的に教育環境を整備します

小学校教職員人事管理事業・中学校教職員人事管理事業

目的	市立小・中学校の円滑な運営に必要な人材の確保を行う
意見	<p>複雑化、多様化している学校現場において必要な人材を配置することは大変重要なことである。一方で、全国規模で教員が不足していることを考えると、従来の採用の方法では対応できない。</p> <p>そのため、他市町で配置ができていないスクールサポートスタッフを全校に配置し、教員の負担軽減につなげるとともに、児童生徒のより良い教育活動に向けて取り組む姿勢は評価できる。</p> <p>配置を目標にするのではなく、スクールサポートスタッフが学校現場でどのような業務を担い、教員の勤務時間縮減につながっているかなどを把握することが重要である。</p> <p>一定の財源が必要な職員配置であることから、担当課として効果を明確にするとともに、学校運営に関わる教員の一助となるよう、引き続き検討していただきたい。なお、人材を採用して終わりではなく、研修や業務のチェック体制も併せて検討する必要がある。</p>

中学校運営事業

目的	中学校の生徒に良好で適切な教育環境を提供する
意見	<p>各校における教員の多忙化や地域における人材不足は深刻な問題である。</p> <p>そのような中、アプリやメールなどの ICT を活用して保護者へ連絡したり、児童生徒が校門を通過する際に通知する見守りサービスを導入したりすることは効果的な方法である。</p> <p>一方で、ICT 機器を導入したことで、これまで紙で通知していた文書を削減することにつながっていると考えられるため、取組の成果を分かりやすく示すことも重要である。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、児童生徒の健康状況を紙で管理してきたが、児童生徒、保護者、教員に負担があったため、これまでの経過を踏まえて検温器を全クラスに設置し、新たな健康管理に</p>

	<p>切り替えたことも評価できる。限られた財源の中で現場の状況を踏まえながら、継続的に業務改善は進めていただきたい。</p> <p>空調設備の整備や ICT 機器の導入、さらにはコロナ禍における換気の対応により電気やガスの使用量が増加しており、物価高騰の影響を受けて光熱水費が増加している。学校と連携を図り、費用を抑制する取組を検討する必要がある。</p>
--	--

小学校施設維持管理事業・中学校施設維持管理事業・特別支援学校施設維持管理事業

<p>目的</p>	<p>子どもたち（生徒）の安全を確保し、良好な教育環境を維持する</p>
-----------	--------------------------------------

<p>意見</p>	<p>施設の改修等には多額の費用がかかるため、財源確保が難しいが、補助金を積極的に活用したことで施設の改修が実施できたことは評価できる。今回は主にトイレ改修を実施しているが、施設の積極的な環境改善は必要であるため、引き続き計画的かつ効率的に取り組んでいただきたい。</p> <p>トイレの乾式化、洋式化を進めていることは、児童生徒の実態を考えれば適切である。このような施設の改修工事は実施して終わりではなく、児童生徒や教職員の改修後の意見を大切にし、次の改修や施策に向けた検討材料にしていきたい。</p> <p>今後の学校施設を考える際には、教職員だけでなく事前に子どもたちの意見を聞くことも方法として考えられる。予算の状況等、必要な情報を伝えながら、教職員や児童生徒とともに施設を考えるよう努めていただきたい。</p>
-----------	--

市民の学びを通して地域社会を支えます

生涯学習推進事業

目的	市民の学習ニーズに応える生涯学習を推進する
意見	<p>「川西市社会教育委員の会」において専門部会を立ち上げて、地域学校協働本部やレフネックに関する評価や推進の方向性等について審議し、課題の改善に向けて継続的に取り組んでいることは評価できる。</p> <p>聴覚・言語障がい者を対象とする「くすの木学級」や視覚障がい者を対象とする「青い鳥学級」に関する支援及び企画推進にあたっては、社会教育の観点のみならず、障害福祉関連所管との連携が必要である。</p> <p>また、教育委員会において専門的な知見を基に社会教育行政を推進するという観点から、社会教育主事講習を受講させるなどの育成や資格取得促進に努めるとともに、計画的に職員を配置する必要がある。</p>

ふるさと川西の文化遺産を保存・継承・活用します

文化財事業

目的	市内の文化財を貴重な歴史文化遺産として保護、顕彰、活用する
意見	<p>郷土館等の文化財施設については、社会教育施設としてどのように活用していくかを方向付け、計画的に維持管理を続けていく必要がある。施設を活かしていくために、例えば郷土館では、地理的に遠く地域の異なる南部の市民をターゲットとしたPRを行うという取組も重要である。また、市内の文化財に対する関心層だけでなく、若年層等の方に興味を持ってもらえるようなPRや戦略的な仕掛けに向けて、YouTube等のSNSを活用した情報発信も必要である。</p> <p>「史跡加茂遺跡保存活用計画」については、平成28年3月に策定されているが、現状を踏まえた上で実効性のあるものとするために、定期的に内容を精査するべきである。</p>

この冊子は市役所内で印刷しています。